

●香川県告示第138号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成26年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第15号
- 2 指 定 年 月 日 平成26年3月3日
- 3 指定道路の位置 丸亀市津森町字高丸1126番1、1126番4、1126番5、1127番1及び1127番5
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル
延長 29.36メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。